

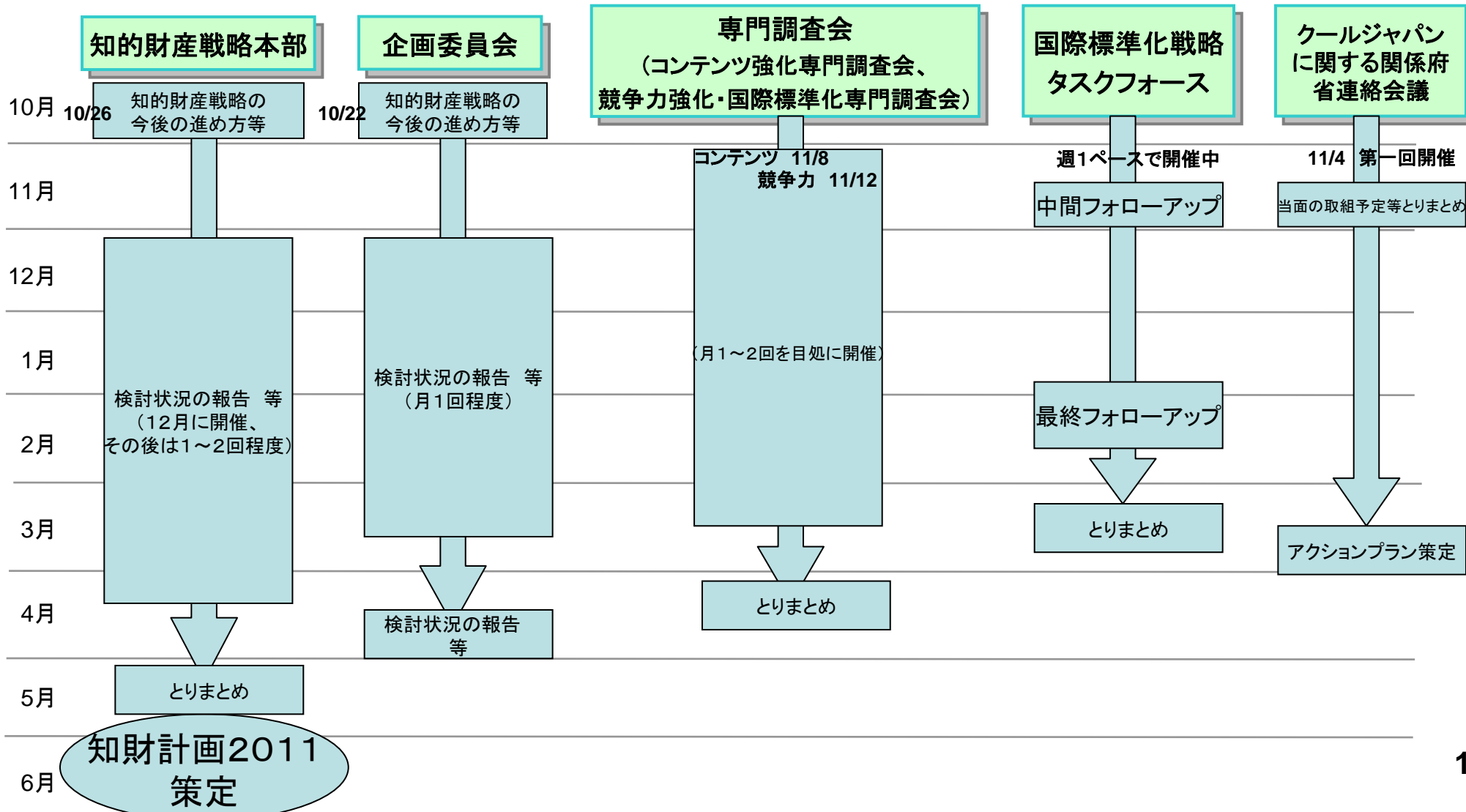
知的財産推進計画2010の進捗状況について (戦略2関連)

平成22年11月8日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略に関する今後の進め方

- 10月26日に開催された知的財産戦略本部において、知的財産推進計画2011に向けた検討の開始を決定。また、クールジャパンに関する関係府省連絡会議を企画委員会の下に設置。
- 今後、おおよそ月1~2回のペースで専門調査会等を開催し、来年5~6月に2011を策定。

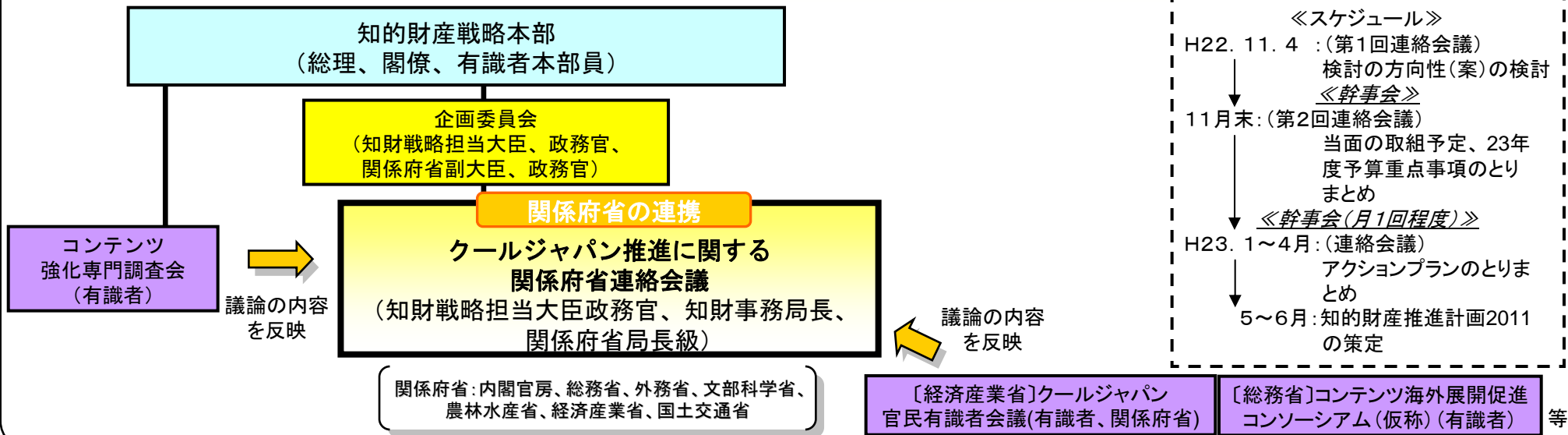


○我が国のコンテンツ、ファッション、デザイン、食、伝統文化などの「クールジャパン」は、その潜在力が経済成長に結びついておらず、今後はこれらのソフトパワーを活用し、その魅力と一体となった製品・サービスを世界に提供することが鍵。

○関係府省が一体となって、分野横断的なクールジャパンを戦略的に推進。

(1) 政府における推進体制

クールジャパン推進に関して、有識者を含めた議論(クールジャパン官民有識者会議、コンテンツ専門調査会等)を踏まえ、関係府省が一体となってクールジャパン推進に取り組む体制を構築。



(2) 検討の方向性

対象国・地域別に関係府省の取組を連携強化

- 分野を越えたタイアップ
- イベント開催等での関係諸機関間の連携強化
- 発信手段の効果的活用 等

クールジャパンの推進

クールジャパンの発掘・基盤整備

- 海外ビジネス展開への支援強化
- 地域発クールジャパンの発掘、発信強化 等

海外展開上のボトルネックの解消

- 日本発コンテンツに対する規制の緩和・撤廃
- コーディネーター等の人材育成の強化 等

推進体制の強化

- 在外公館及び関係機関間の連携強化
- 日本企業と現地バイヤー等とのネットワーク強化支援 等

○現在、関係府省において取組みが進められているところ、今後のフォローアップが必要。

1. 海外展開

1. 海外展開資金:ファンドについては本年度中の設立に向け経産省で調整中であるが、運営する人材の選定や投資対象などの事業プランの準備に時間を要している状況。早急に計画を固め、ファンドの立上げを進めていく必要。
- 3～4. 国際共同製作支援、国際共同製作協定:総務省が国際共同製作による「地域コンテンツの海外展開」(4.5億円)を23年度概算要求しているが、予算が最終的に確保されることが必要。また、インセンティブの在り方については、経産省において早急に実現に向けた検討を進める必要。
6. 国内外のイベントを活用した総合的発信:昨年に引き続き、本年も「JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)」が実施されているが、23年度についても継続的に予算が確保されることが必要であるとともに、こうした総合的発信に関し、クールジャパン推進の観点から、さらなる機能強化について検討する必要。
8. 諸外国のコンテンツ規制緩和:本年6月の日韓経済局長協議において、地上波における日本語放送解禁について取り上げるとともに、本年7月の日中経済パートナーシップ協議で総量規制の緩和・撤廃を要請したところ、今後、実現に向けた取組みが引き続き必要。

2. 人材育成

12. コンテンツ版COE:文化庁や経産省においては、それぞれメディア芸術や3DCGに関連して大学等と連携した事業が実施されているほか、一部大学においてコンテンツに関する教育研究機能の強化が検討されており、必要な予算の確保に努める必要。
17. クリエイター学校訪問:文部科学省において、クリエイター派遣数を拡充し、23年度概算要求(53億円)しているが、予算が最終的に確保されることが必要。

2. 人材育成

- 21. コンテンツのアーカイブ化・デジタル化・ネットワーク化: 文化庁において、メディア芸術に関する各機関の連携促進や調査研究を今年度から開始しているが、今後、早期にメディア芸術に関する情報拠点やコンソーシアムを構築する必要。
- 22～23. NHKの放送番組資産の活用、民放番組の保存促進: NHKが保有する放送番組資産の外部活用は権利処理コスト等により十分に進んでいない。また、民放の番組については民放各社の努力でアーカイブ化されているが、費用面での限界等から、一部にとどまっている。

3. デジタル化・ネットワーク化

- 24. コンテンツ特区: 総務省においてデジタルコンテンツに係る実証実験予算(5億円)を23年度概算要求中であるが、最終的に予算が確保される必要。なお、政府で検討中の総合特区に関し、一部地方からコンテンツ関連の提案が行われているが、現時点ではそれらの提案が採択されるかは不明であり、更なる調整が必要。
- 27. 電子書籍: 6月に関係省庁共同で報告書を取りまとめ。文化庁においては、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(仮称)にて検討を開始予定。同検討会議の検討課題として、図書館と公共サービスの在り方、出版社への権利付与等、関係者間の対立が少ない課題を抱えており、具体的な成果を出していく必要がある。また、日本語基本表現に係る中間フォーマットについては、総務省において検討・実証が行われており、早期に確立する必要がある。
- 36. アクセスコントロール回避規制の強化: 経産省、文化庁において9月からそれぞれ審議会にて検討中。2010年度中に、関係者の合意を経て、実効的な内容の制度改革案をまとめる必要。
- 37. プロバイダによる侵害対策措置の促進: 総務省において10月よりプロバイダ責任制限法の検証を開始。他方、動画共有サイト等のプロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置を図る実効的な仕組みは現時点で立ち上がっておらず、その立ち上げを促していくことが必要。
- 42～44. 著作権制度上の課題の総合的な検討: 権利制限の一般規定については、文化庁の審議会において導入の方向で報告書を1月にとりまとめる予定であり、これを踏まえ、法改正準備作業に着手することになるが、関係者間の合意を得て、法案が提出される必要。その他の著作権制度上の課題についても文化庁の審議会等の場で検討していく必要。

* 上記番号は、知的財産推進計画2010の戦略2の番号

知的財産推進計画2010概要

～新成長戦略を支える新たな知財戦略～

(参考)

◆目的

- 「知を使う知」の競争が激化する中、日本が強みを持つ分野の技術力や「クールジャパン」として世界から評価される文化力について、潜在力を発揮させ、国際競争力を強化する。
- そのため、国際標準化を含む知財マネジメントの強化、コンテンツを核とした成長戦略、知的財産の産業横断的な強化を戦略的に展開する。
- 今回の知的財産推進計画を、今後の日本の競争力強化のための戦略的中枢と位置づけ、成長戦略と連動し、科学技術政策・情報通信技術政策と一体化して推進する。

◆重点戦略(3本柱)

(課題) 製品の普及・市場獲得のための国際展開に遅れ

➡ **戦略①** 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

(課題) 伸び悩む国内市場、構造変化による製作基盤弱体化、電子化の流れに乗り遅れ

➡ **戦略②** コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

(課題) ベンチャー・中小企業の知財活用不足、大学の研究成果が競争力に結びつかない

➡ **戦略③** 知的財産の産業横断的な強化策

◆構成

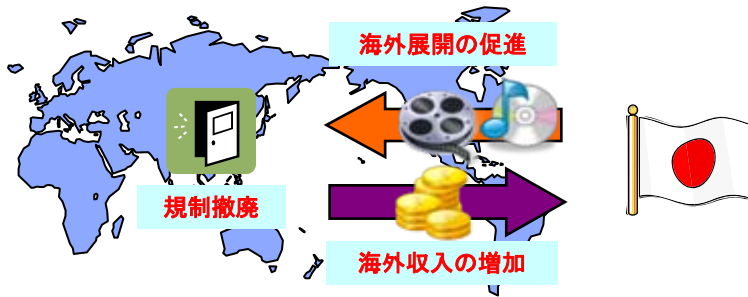
各戦略について、2020年の成果イメージと、具体的な数値を盛り込んだ目標指標を設定。また、全93項目の具体的施策、責任府省ごとの工程表(各施策の取組スケジュール)を記載。

◆主な目標指標

- ・日本が積極的な役割を果たした映像コンテンツによる世界的ヒット(海外売上50億円以上)が年間5本となる。
- ・クリエイターによる小中学校訪問機会を1万件つくる。
- ・モバイル放送やデジタルサイネージを始めとする新たなメディアによるコンテンツ市場規模が約1兆円となる。

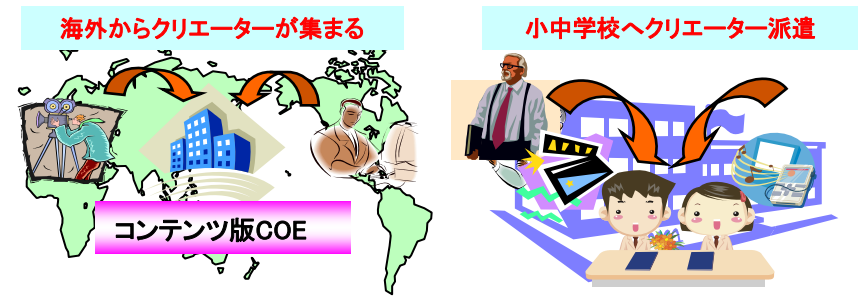
◆重点施策

《海外展開》



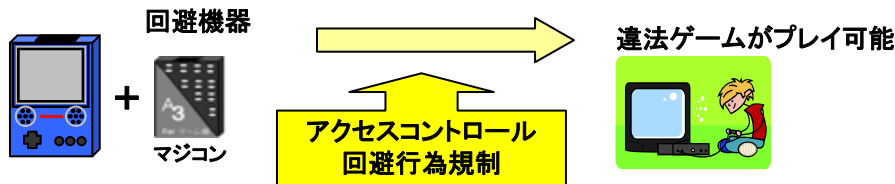
コンテンツの海外展開・海外流通路の確保を支援するファンドの形成や税制の在り方の検討を含む支援措置、諸外国におけるコンテンツ規制撤廃によりアジア市場を確保する。

《人材育成》

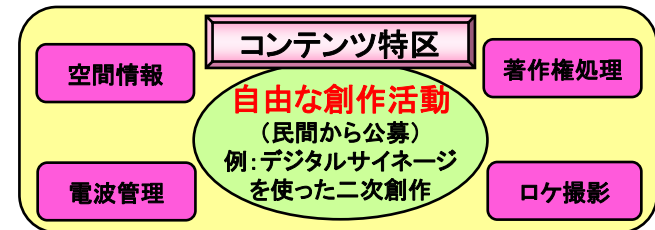


国内外から人材が集まるコンテンツ版COE(中核拠点となる大学)の形成を支援する。また、一流クリエイターの小中学校への派遣やコミュニケーション教育により、学校教育を充実させる。

《デジタル化・ネットワーク化への対応》



- ・プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入や、アクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を2010年度中に策定する。
- ・模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を2010年までに妥結し、その後、加盟国を拡大する。



「コンテンツ特区」を設け、新しい技術、サービスを試行する国際的な場を創出する。

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement) (仮称) 交渉の大筋合意について

1. ^{アクタ}ACTA交渉

- (1) 2005年のG8サミットにおいて、我が国は、増大する模倣品・海賊版の防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱。その後、日米共同のイニシアティブとして、議論をリードするとともに関係国に働きかけ。

(参考) 模倣品・海賊版の世界経済における取引額：約21兆円(2007年)

- (2) 2008年6月に交渉を開始し、計11回の関係国会合を開催。
最終会合の2010年9月23日-10月2日の東京会合において大筋合意。

(交渉参加国) 日本、米国、EU及びその加盟国、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ

- (3) ACTAにより、①模倣品等の輸出規制の強化、②インターネット上の違法コピー対策、③映画盗撮・不正ラベル対策の強化などが期待される。

2. 今後の対応

本条約締結*後、欧米等の他の締約国と連携しつつ、アジア諸国などに対し、本条約への加入を働きかける。

*今後、条約案文の確定の後、署名・締結手続(国会承認)が必要。